

**介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（介護予防通所介護相当）重要事項説明書**

サービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人幸輝会
主たる事務所の所在地	岡山市中区国府市場985-1番地
代表者（職名・氏名）	理事長 國富 隆夫
設 立 年 月 日	昭和47年4月1日
電 話 番 号	086-275-0220

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ゆうゆうの里デイサービスセンター	
サ ー ビ ス の 種 類	第1号通所事業（介護予防通所介護相当）	
事 業 所 の 所 在 地	〒707-0014 美作市北山401番地	
電 話 番 号	0868-73-6212	
指定年月日・事業所番号	平成13年4月1日指定	3373700354
実施単位・利用定員	1単位	定員50人
通常の事業の実施地域	美作市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（介護予防通所介護相当）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持改善を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで（祝日を含む） ただし、年末年始（12月31日から1月3日）及び悪天候の場合、職員研修等による臨時休業を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時50分から午後16時00分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 1人以上
看護職員	常勤 1人以上
介護職員	常勤 6人以上、 非常勤 3人
機能訓練指導員	常勤 1人

7. サービス提供の担当者

サービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 長瀬 元気
管理責任者の氏名	管理者 鷹取 房恵

8. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）第1号訪問事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

【基本部分：5時間以上】

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)
事業対象者 要支援1	17,980円（1月の上限額）	1,798円	3,596円
事業対象者 要支援2	36,210円（1月の上限額）	3,621円	7,242円
事業対象者 要支援1	3,840円（1回につき）	384円	768円
事業対象者 要支援2	3,950円（1回につき）	395円	790円

（注2）上記の基本利用料は美作市が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

種 類	要 件		基本利用料	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）イ	別に厚生労働大臣が定 める基準に適合してい る場合	事業対象者・ 要支援1	880円／月	88円	176円
		事業対象者・ 要支援2	1,760円／月	176円	352円
介護職員処遇改善加算Ⅰ		総単位×9.2%			
市独自の基準緩和型通所		3,100円（1回につき）週2回まで利用可			

(2) その他の費用

食 費	食事の提供を受けた場合、1回につき720円(飲み物代含む)の食費をいただきます。
レク・トレ費	レクリエーション・脳トレ等費用 30円/日でご利用頂けます。
そ の 他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるものについて、費用の実費をいただきます。

(3) 支払い方法

利用料は、1箇月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引落	サービスを利用した月の翌々月の10日(祝休日の場合は直後の平日)にあなたが指定する口座より引き落としします。 ※引き落としに係る手数料は利用者様のご負担となります。
銀行振込	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 トマト銀行 林野支店 普通口座 4755144
現金払	サービスを利用した月の翌月の25日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び美作市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 1. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施 有・☒

実 施 日

評価機関

開示状況

1 2. 相談・苦情窓口

(1) サービス提供に関する相談は、下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	担当者	長瀬 元気
	電話番号	0 8 6 8 - 7 3 - 6 2 1 2
	受付時間	午前8時30分から午後17時30分まで

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付 機 関	美作市市民生活課	電話番号	0 8 6 8 - 7 2 - 1 1 4 3
		受付時間	午前8時30分から午後17時15分まで (土日・祝日を除く)
苦情受付 機 関	岡山県国民健康保 険団体連合会	電話番号	0 8 6 - 2 2 3 - 9 1 0 1
		受付時間	午前8時30分から午後17時00分まで (土日・祝日を除く)

1 3. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに事業所の担当者又は担当の地域包括支援センターへご連絡ください。
- (4) ご利用者、代理人、その他家族からの次に掲げる行為は禁止させていただきます。
 - ①職員に対する身体的暴力（叩く、蹴る、押す、掴む等）
 - ②職員に対する精神的暴力（大きな声や乱暴な言葉で威圧する、尊厳や人格を傷つける）
 - ③職員に対するセクシャルハラスメント（性的な嫌がらせ、性的な言葉や声掛け）

1 4. 非常災害対策及び業務継続計画

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに常に関係機関と連携を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、計画に基づき年2回利用者及び従業員の訓練を行います。

また、感染症や非常災害の発生においても、通所事業の提供を継続的に実施するため、また早期の業務再開を図るために計画を策定し必要な措置を講じます。また必要な研修及び訓練を定期的に実施するように努めます。

1 5. 衛生管理等

事業所において感染症の発生予防、また発生した場合、まん延しないように次に掲げる措置を行います。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その内容を職員に周知徹底します。
- (2) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

1 6. 守秘義務に関する対策

介護サービスを提供する上で知り得た情報は、医療上、緊急の必要性がある場合、居宅介護支援事業者及び関係機関等に対して、個人及び家族の情報を提示する事があります。介護サービスの向上のための担当者会議及び適切なサービスを行う上で必要となる情報交換等を除き、正当な理由なく第三者に個人情報漏らすことはありません。

1 7. 虐待の防止について

当施設では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。
 - ・虐待防止に関する責任者 鷹取房恵（管理者）
- ②苦情解決体制を整備しています。
- ③従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④虐待防止委員会を設置しています。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

サービス提供開始に際し、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、
交付しました。

令和 年 月 日

事業者	所在地	美作市北山401番地
	事業者（法人）名	社会福祉法人幸輝会
		ゆうゆうの里デイサービスセンター
	説明者職・氏名	生活相談員 長瀬 元気

＊写真の掲示について

施設内、ホームページ上にご自分の写真、デイサービス発行新聞等への使用を理解し同意
いたします

☐ 同意する ☐ 同意しない

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、サービスの提供に関し、居宅介護支援事業所及び関係機関等に対して個人及び家族情報の
掲示を行うことに同意します。

利用者	住所
	氏名
署名代行者（又は法定代理人）	
	住所
	本人との続柄
	氏名